

務	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			

警 務 第 3 1 0 号
令 和 7 年 1 月 6 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

翻訳機能付きタブレット運用要領の廃止について

訪日外国人が増加する中、日本語を解さない外国人が、急訴事案、各種届出又は道案内等で警察を訪れた際に、応対する職員が円滑に対応できることを目的として、多言語翻訳アプリを搭載したタブレット端末（以下「翻訳機能付きタブレット」という。）を導入し、「翻訳機能付きタブレット運用要領の制定について」（令和3年3月23日付け警務第410号。以下「通達」という。）により運用してきたが、翻訳機能付きタブレットに代わる多言語翻訳機能を搭載した高度警察情報通信基盤システムのデータ端末が整備されていることを受け、本日をもって通達を廃止するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当：警務課企画係